

審 査 事 項

(1) 雇用状態の改善に関すること

- ア 法に定める雇用管理責任者を選任、配置するとともに、その資質の向上に努めていること。
- イ 建設労働者の雇用時の労働条件の明示及び法に定める雇入通知書の交付等を通じ、建設労働者の雇用関係、労働条件の明確化に積極的に努力していること。

(2) 能力の開発及び向上に関すること

- ア 建設労働者の能力の開発向上を目的とする各種の訓練、講習、研修等を実施し、又は他の機関の実施する訓練、講習、研修等に建設労働者を派遣している等、建設労働者の能力の開発及び向上に積極的に努力をしていること。
- イ 技能検定制度又は業界独自の技能評価制度により、建設労働者の技能を評価し、それを処遇上の改善に結びつける努力を行っていること。

(3) 福祉の増進に関すること

- ア 作業員宿舎、現場福利施設等の充実のための積極的な努力を行っていること。
- イ 週休制による所定休日の付与、有給休暇の付与など、労働時間の短縮に積極的な努力が認められること。
- ウ 雇入れ時及び年一回の定期健康診断の実施等、建設労働者の健康管理の充実に努めていること。
- エ 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険、厚生年金保険等の労働・社会保険への加入が臨時・日雇い労働者を含め適正に行われていること。
- オ 中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度への加入等、退職金制度について積極的な努力が認められること。

(4) 通年雇用化の推進に関すること

- ア 建設労働者の常用化への努力がみられること。
- イ 建設労働者の定着が良好なこと。

(5) その他

関連下請事業所に対する雇用改善についての指導の状況、他の法令の遵守状況、その他推薦に値する事項が適切であること。

過去3年間に賃金不払い等、労働基準法、労働安全衛生法に違反し、そのことにより処罰、処分、行政指導等を受けた事業所でないこと並びにその他の不祥事件を起こした事業所でないこと。

また、過去5年間に建設事業の受注、施工について不祥事件を起こした事業所でないこと。